

図書館（マンガ図書館含む） 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 図書館の理念・目的

教育・研究に必要な学術資料を収集・体系化・保存し、大学の「地の拠点」として、これを本学の教職員、学生に提供することを目的とする。この目的を十全に果たすため、各々の学問分野にわたり必要とされる学術資料を過不足なく収集し、それらについて十分な検索手段を確保し、さらに、学術情報をよりスムーズに提供するための人的資源の確保、養成に努める。またこのような図書館機能の有効な活用を促すために、図書館リテラシー教育活動を学生に対して積極的に実施する。

米沢嘉博記念図書館、現代マンガ図書館の二館で構成するマンガ図書館は、世界的に注目されるマンガやアニメの分野を中心に、日本の先端文化の資料を収蔵、保存、公開する。また有料で広く一般に図書館を公開することにより、地域・社会への貢献を果たす。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) センター、委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

①理念・目的の明確化

大学図書館の目的は、例えば図書館情報学ハンドブック編集委員会編「図書館情報学ハンドブック」等に明確に定義されており、このため内部文書としての明文化されたものは存在しない。しかし近年の情報化、インターネットの普及などの環境的变化により、大学図書館のあり方、目的についても大きな変化が生じており、本学図書館としても、文部科学省科学技術・学術審議会の答申「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について」等に基づき、理念・目的の見直し、明確化を図っている。

②実績や資源から見た理念・目的の適切性

図書館利用統計から見ると、学生に対する図書館機能提供は、十分適切であると判断することができるが、教員等研究者に対する学術情報提供の面でさらに適切性を高める必要がある。

③個性化への対応

【特色GP事業の継続実施】

図書館が行ってきた図書館リテラシー教育活動について、2007年度に文部科学省の特色GPに「『教育の場』としての図書館の積極的活用」が採択され、2009年度に事業は終了した。2010年度はこれを継承した事業を展開した。具体的事業としては、学部間共通総合講座「図書館活用法」に講師として図書館職員を派遣、図書館ゼミツアーや各種情報ツールの利用講習会の実施などにより、図書館リテラシー教育の充実を図った。またハワイ大学からプログラム評価の専門家を招聘し、カリキュラムの見直し・改善を目的として、アンケート、インタビューなどを通じ「図書館活用法」の評価活動を行った。また「活用法」の授業を動画コンテンツ化、図書館ホームページでの公開も実施している。

④マンガ図書館

2010年7月に「明治大学マンガ図書館規程」が制定され、マンガ図書館は図書館とは別の機関となった。本報告書においては、2010年度、図書館総務事務室がマンガ図書館事務局を務めたことから、本報告書においては今年度に限り図書館部分に、マンガ図書館に関する事項も含めることとする。

(2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

教員に対しては図書委員会を通じ図書館の諸活動を周知している。また学生に対しては学部間共通総合講座「図書館活用法」、各種ゼミツアー等図書館リテラシー教育活動を通じ図書館の諸活動および活用方法の周知を図っている。また、社会への公表については、毎年度末に刊行する「図書館年次報告書」を図書館ホームページにおいて公開することによって、広く社会へ図書館活動の内容を公表している。

(3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

毎年度末に「図書館年次報告書」を刊行、公表し、その年度における図書館活動の検証を行っている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 本学図書館の理念・目的は、大学図書館として本学の教育研究活動を十全に支援しうるものである。
- ・ 図書館リテラシー教育を積極的に推進することにより、従来の利用者の来館を待つ受身の姿勢を脱し、大学の教育活動の一端を担う図書館活動を展開することが可能になった。また近年図書館リテラシー教育活動に大きな力を注ぎ、参加学生も増加しているため、図書館と学生を結びつける良い機会となっている。
- ・ 図書委員会は、図書館に関する事項を各学部教授会に過不足なく伝達する体制となっている。
- ・ 「図書館年次報告書」を刊行し、公開しているので、検証作業も定例的に実施することが可能になっている。
- ・ 学部間共通総合講座「図書館活用法」のプログラム評価を継続し、引き続き改善をする。プログラム評価を継続実施し、毎回小テストを取り入れることにより、学生の理解度を確認できるようになった。本学図書館の理念・目的について、明文化するため、規定の中でうたうことが必要である。
- ・ マンガ図書館については、先端文化の資料を収蔵、保存、公開という当初の目的を十分実現している。また、大学としてこれまでにはほとんどない機関であり、その存在について広く社会的な注目を集めている。

(2) 改善すべき点

- ・ リテラシー教育活動においては、従来の図書館業務スキルでは対応できない部分が発生している。具体的には、この事業を推進するための図書館員の教育スキルの向上が必要である。このため、2008年度から外部の専門家を講師に招き、教授法、プレゼンテーション技法等について、スタッフデベロップメント研修を企画・実施してきたが、参加型研修として改善す

る。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

図書館内で実施するゼミ単位の図書館利用ガイダンスについては、プログラムの種類を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

学部間共通総合講座「図書館活用法」のプログラム評価活動について、全ての図書館職員が取り組めるようにする。

5 根拠資料

資料1 明治大学図書館規程

資料2 明治大学図書館利用規程

資料3 「図書館活用法」シラバス（『学部間共通総合講座シラバス』所収）

資料4 『「教育の場」としての図書館の積極的活用』パンフレット

資料5 図書館年次報告書

資料6 明治大学マンガ図書館規程

II. 教育研究組織

1. 目的・目標

(1) 教育研究組織の編成方針

本学は学則に基づき本図書館を設置、図書館規程により「駿河台地区図書館を中央図書館、その他和泉・生田各地区に和泉図書館および生田図書館を置く」としている。

中央図書館は、人文社会科学系専門図書館としてかつ本部的機能を持ち、和泉図書館は人文社会科学系教養図書館、生田図書館は自然科学系図書館として位置付けられる。

3つの図書館は図書館長の下に統括され、総合的・有機的・効率的に運営されている。副館長は和泉キャンパス及び生田キャンパスに所属する教員から選出され、図書館長を補佐する体制が整っている。

各学部、法科大学院、専門職大学院所属の教員により構成される図書委員会が置き、図書館運営の大綱を決定している。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

3キャンパスにそれぞれ図書館を配置し、各キャンパスの特性に応じた図書館の蔵書構成、サービス体制を整えており、図書館の理念・目的に適合した組織体制であると判断される。また、インターネット等による学術情報流通の大きな変化に対応して、図書館においても情報及びメディアの電子化を推進することで、新しい学術情報環境の進展への適合を図っている。また機関リ

ポジトリにより、社会に対して、明治大学が生成する学術情報の公開に努め、学術の進展や社会の要請に応えている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

毎年度末に「図書館年次報告書」を刊行、公表し、その年度における図書館活動の検証を行っている。

「紀要」や「年次報告書」等刊行物を学外諸機関に配布している。また2007年度採択の特色G P事業の成果を図書館協会関連機関の会合で積極的に発表することによって、本学図書館の特色ある諸活動とその成果を社会に向けて発信することができ、またその反響がさらに図書館活動を推進する一つの原動力となっている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・それぞれのキャンパスにその教育研究目的、特徴に対応した図書館を設置しており、学生・教職員の特性に合ったサービスの実施を可能にする組織構成である。
- ・各種図書館編集刊行物や講演会を通じて、図書館の特色ある諸活動とその成果を社会に向けて発信することができ、またその反響がさらに図書館活動を推進する一つの原動力となっている。
- ・博物館と協力して作成した「明治大学図書館・博物館所蔵時田昌瑞ことわざコレクション目録」が私立大学図書館協会協会賞を受賞し、図書館活動の実績として評価された。

(2) 改善すべき点

特に社会に向けて、図書館の特色ある活動を広く公表すべきである。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

貴重資料等の展示会を各キャンパス図書館での実施を推進する。また引き続き博物館との協力展示を計画し、図書館活動を推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

図書館の特色ある諸活動とその成果を講演会や刊行物を通して、適切な時期に社会に発信する。また、和泉キャンパス新図書館（仮称）の開館を機会に、ギャラリーの3キャンパス図書館巡回展示を検討する。

マンガ図書館については、米沢嘉博記念図書館、現代マンガ図書館を包含する「明治大学国際マンガ図書館」へと発展すべく、現在検討を進めている。

5 根拠資料

資料1 明治大学図書館規程

資料2 明治大学図書館利用規程

資料3 図書館年次報告書

資料4 「東京国際マンガ図書館」（仮称）設置大綱

Ⅶ 教育研究等環境

【Ⅶ-1 校地・校舎および施設・設備】

1. 目的・目標

(1) 教育研究環境整備に関する方針

図書館の理念・目的を達成するために、適切な施設・設備を整備する。また、図書及び電子媒体の利用環境を整備し、快適な利用環境を提供する。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

「人と人・人と情報の架け橋(L I A I S O N)」「コミュニケーション機能と情報提供」「人が自然に集まる空間、和泉キャンパスの中心」をコンセプトに学習機能及び研究機能を備えた「知の拠点」を目指した和泉新図書館の建築が進んでいる。情報環境については、OPAC専用機器のリプレイスにおいてシンククライアントシステムを採用し、より安定したサービスが可能となった。2012年度開館を目標に運用サービスの詳細を検討している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

①校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

図書館機能を実現する重要な要素としての利用者座席数は、大学基準協会の図書館基準に示されたことがある学生収容定員の10%が一つの目安となるが、学部増設などにより中央図書館(9.8%)、和泉図書館(9.3% 2010年度は代替施設のためさらに減)でこの基準に達していない。和泉図書館については、新図書館開館後は改善される予定である。

また資料の電子化が進むとはいえ、資料の配架スペースも必須設備であるが、書庫の狭隘化が進み、生田保存書庫を活用しても今後約5年で書庫は満杯になる見込みである。

2001年に開館した中央図書館については、ネットワーク等情報関連設備は過不足なく設置され、学生用情報設備も充実している。和泉図書館については、新図書館開館によって大幅に改善される予定である。生田図書館については、パソコンの設置やプレゼンテーション設備及び無線LANの情報関連設備の整備を行い、学生用情報機器の充実やネットワークの整備を継続して行った。

②校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

施設のバリアフリー化は、三図書館により異なった段階にある。中央図書館ではほぼ実現し、また視覚障害者用閲覧室も整備されている。和泉図書館では代替施設のため、設備が不足する面があるが、新図書館建設にあたり改善される計画となっている。生田図書館では逆に車椅子利用者のための施設整備は行われているが、視覚障害者のための閲覧室、点字ブロック等の整備は行われていない。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ OPAC専用機器のリプレイスにおいてシンククライアントシステムを採用し、より安定した

サービスが可能となった。

- ・ 生田図書館については、情報関連設備の整備を行い、学生用情報機器の充実やネットワークの整備を継続して行った。また書架入替を実施し、閲覧室内が明るくなり利用環境が向上した。
- ・ 和泉図書館では、新図書館建設計画において設備環境の改善を実現している。

(2) 改善すべき点

- ・ 生田図書館のバリアフリー化を完成させる必要がある。
- ・ 中央図書館では、竣工後 10 年が経過し、利用者ニーズの変化に伴いサインを改善する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

中央図書館について、サインの改善を行う。生田図書館については、壁面改修、視覚障害者用点字ブロックの設置、照明の設置による設備環境の改善を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

生田図書館については、一定の設備環境整備がされたが、根本的に建物の老朽化による改修には限界があるため、新図書館建設の必要性を要求する。

また、3キャンパス図書館の収容蔵書数について適切な数を検討し、それに応じた書架増設計画を推進する。

マンガ図書館については、現在検討を進めている「明治大学国際マンガ図書館」（仮称）の施設・設備について、具体的な計画の立案を進める。

5 根拠資料

資料1 図書館年次報告書

資料2 明治大学和泉キャンパス新図書館基本設計書

資料3 「東京国際マンガ図書館」（仮称）設置大綱

【Ⅶ-2 図書館・学術情報サービス】

（全学報告書に掲載）

Ⅶ 社会連携・社会貢献

1. 目的・目標

(1) 社会連携・社会貢献の方針

図書館が長年にわたって蓄積してきた知的資源、人的資源を様々な形で、積極的に開放・活用し、社会に還元することを方針とする。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

特に明示していない。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

①地域住民への開放

図書館の地域への開放については、すでに2003年3月、「千代田区立図書館と明治大学図書館との相互協力に関する覚書」を締結し、千代田区民に対する本学中央図書館の開放を実現している。この協定により、千代田区住民は図書館利用手続き（年間3,000円）を経て、資料の貸出も含め、中央図書館の利用が可能になっている。また2004年7月には「杉並区立図書館及び杉並区内大学・短期大学図書館の相互協力に関する協定書」を締結し、いわゆる「杉並区図書館ネットワーク」に参加することにより、杉並区民に対する和泉図書館の開放を実現している。この協定により、杉並区民は図書館利用手続き（年間1,000円）を経て、資料の貸出も含め、和泉図書館の利用が可能になっている。同様に生田図書館では、川崎市多摩区民への生田図書館の開放に関する覚書を2006年3月に川崎市多摩区と交わし、2006年4月から区民への開放を実現した。さらに同協定を発展して、2010年3月には、全川崎市立図書館と生田図書館との間で相互協力の覚書を締結した。

②講演会の開催

中央図書館ギャラリー、生田図書館ギャラリーにおける展示会、杉並図書館ネットワークにおける各種講習会、講演会企画への和泉図書館の参加など地域への開放を念頭に置いた諸活動を実施している。また、中央図書館においては定期的にアフリカ文庫主催講演会を開催している。2010年度はギャラリー展示に合わせて、講演会を開催した。

③司書講習との連携

夏期に開催するリバティアカデミー主催の司書講習には、図書館職員が講師として出講し、それぞれ業務で蓄積した経験を生かして指導に当たっている。実習授業については図書館の利用、グループ閲覧室の提供等を行なっている。

④本学関連者への図書館開放

図書館は本学の卒業生、附属高等学校の生徒、大学の公開講座リバティアカデミー会員等に開放している。

⑤マンガ図書館の地域への開放

米沢嘉博記念図書館は、展示室を無料公開、閲覧室利用は会員手続き（有料）により誰でも利用可能としている。現代マンガ図書館は、入館料の支払い、あるいは会員手続き（有料）により利用可能としている。なお、本学学生・教職員は両マンガ図書館を無料で利用可能である。

⑥米沢嘉博記念図書館の企画展示

米沢嘉博記念図書館では、年間3～4回の企画展示を開催している。また展示会に合わせて関連講演会やトークイベントも開催し、全国から来館されている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 中央図書館及び生田図書館のギャラリーは、入館ゲートの外に設置されていることもあり、利用者登録をしていない一般の学外者が気軽に訪れることができる。そのためギャラリー観

賞者が増え、好評となっている。

- ・ 米沢嘉博記念図書館では、館内で企画展示を開催しているが、2010年度は館内展示のほか、博物館特別展示室において「吾妻ひでお展」を開催した。館内展示期間は68日間、来館者数は2347名、博物館特別展示室での展示期間は31日間、3572名の来館者があった。これに関連したトークイベントは5回開催され、のべ440名の来館者があり、全国から注目が集められ、大変好評であった。

(2) 改善すべき点

- ・ 特に図書館の地域開放について、対象とする地域の拡大が必要である。とりわけ和泉図書館の地域開放・連携について、世田谷区および世田谷区内図書館との連携を行うべく検討・調査を進める。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

和泉図書館の地域開放・連携について、世田谷区および世田谷区内図書館との連携を推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

各地区図書館と各地域との連携、図書館公開を拡大し、さらに一般市民向けの図書館活動を行う。

5 根拠資料

資料1 千代田区立図書館と明治大学図書館との相互協力に関する要綱の制定について

資料2 杉並区立図書館及び杉並区内大学・短期大学図書館の相互協力に関する協定書

資料3 川崎市立図書館と明治大学生田図書館との相互協力覚書

IX 管理運営・財務

【IX-1 管理運営】

1. 目的・目標

(1) 管理運営方針

各キャンパスの図書館を統括的に管理運営するため、図書館総務事務室を管理部署とし、各キャンパス図書館との調整を図る。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

図書館運営の大綱は、各学部教員から選出された図書委員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。また、図書委員会のもとに収書構成、利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する各種委員会を設け、それぞれの問題に関す

る検討を行っている。

図書委員会は年4回から6回程度開催され、図書館運営の検討を行う。

図書館長、副館長、図書委員会各種委員会委員長と図書館スタッフ（事務管理職、副参事職）で、年間2回のスタッフ研修会を開催し、図書館の抱える課題の討議を行い、問題点を共有している。

マンガ図書館においては、本年度に制定された「明治大学マンガ図書館規程」に基づき、マンガ図書館運営委員会を設置し、運営に関する事項を審議する体制となっている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

特に業務委託に関わる法令遵守および個人情報の保護に注意を注いでいる。業務委託に関しては、偽装請負等の問題が生じないように、大学顧問弁護士に契約内容、業務委託内容等の確認を行っている。

また、個人情報の保護については、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」に基づき、図書委員1名を監査人に任命し、図書館の当該事項を1年に1度監査する制度を設けている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

①事務組織の構成と人員配置の適切性

学術・社会連携部の下に、4つの図書館事務室が設置されている。図書館総務事務室は図書館の庶務・システム及び集中化した整理業務を担当する。中央図書館事務室、和泉図書館事務室、生田図書館事務室は、各図書館それぞれの、蔵書管理・閲覧サービス・レファレンス業務・雑誌管理等の主に利用者サービス業務を行う。

閲覧業務の全部、レファレンス業務の一部分を業務委託している。また、整理業務の3分の2程度を業務委託している。

マンガ図書館では、現在のところ運営業務を担う事務組織が存在せず図書館総務事務室がこれを兼務している状況である。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

事務組織は、管理運営部門（図書館総務事務室）とサービス部門（中央図書館事務室、和泉図書館事務室、生田図書館事務室）に大別される。図書館総務事務長を議長とし、部長、他事務長により構成される事務部長・図書館事務長会を開催し、大学の諸方針の伝達、図書館運営に関わる諸問題の検討、企画立案等を行っている。また図書委員会を通じ教学との連携を確立している。その他、館長、副館長、事務管理職、収書関係の委員会委員長、副参事から構成する図書館スタッフ会議を開催し、直面する課題について論議している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

職員の質の向上を図るため、恒常的に各種の専門的な研修に派遣している。こうした外部研修に加え、職員の自発的な研修意欲を高めるために、2005年度から図書館自主研修制度を設けている。また図書館では紀要「図書の譜」を1997年に創刊し、2010年度には第15号を刊行した。毎号、図書館の知的資産である蔵書を中心としたテーマにより、教員と図書館職員が約半数ずつ、合計20本近い論考を掲載し、職員の自己研鑽の場となっている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 図書委員を通じて教学組織との連携協力体制を確立している。

- ・ 個人情報の保護について、図書館として独自の要綱を設け、定期的に監査を行うことで、個人情報保護に関する法令遵守の徹底が可能になっている。
- ・ サービス部門と管理部門とに事務室が分かれているため、効率的かつ明確な業務推進体制となっている。
- ・ 業務分担が明確であり、また教学との連携体制も確立している。

(2) 改善すべき点

- ・ 専任職員の減少が進み、さらに2007年9月の事務機構改革により、専任職員の20%削減が実施された。このため開館業務全般と目録業務の委託化を行わざるをえず、職員の育成、キャリア形成に支障をきたしている。
- ・ 専門性を高めるための研修等の場は整備されているが、業務委託の拡大、職員の減少などが原因となり従来想定されていた図書館員としてのキャリアパスが適用しにくい状況となっている。特に図書館職員としてのキャリアの第一歩となる目録業務の委託化は図書館職員の育成にとって大きな課題となっている。
- ・ 要員問題については、教学と連携し、大学当局に理解を求め、増員要求を続けていく。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

目録業務については古典籍、漢籍の外部研修を受け業務に取り組む職員を養成する。また貴重書の整理を行える人材育成を検討する。図書館リテラシー教育については技術研修を実施し、全図書館員が受講できるようにし、学部間共通総合講座「図書館活用法」の授業やゼミツアー等を実施するスキルを向上させる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

図書館の意思決定機関として図書委員会は十分機能を果たしているが、新学部・新研究科等に対応するため、図書委員会の構成について見直しを図る。また、委員の改選にあたっては、半数交替にし、複数年度に渡る継続審議をスムーズに検討できるようにする。また、図書館員の専門性を育成し確保していくために、具体的な人災育成方針を推進する。

マンガ図書館については、事務業務を担う専任部署が存在しない。機動的かつスムーズな管理運営を行うために、早急にマンガ図書館事務室を設置する必要がある。

5 根拠資料

資料1 明治大学図書館規程

資料2 明治大学図書委員会規程

資料3 図書館年次報告書

X 内部質保証

1. 目的・目標

(1) 内部質保証の方針

図書館運営について自己点検・評価を行い、評価結果をふまえて改善すべき点を明らかにし、評価される点をさらに発展・充実させるよう年度計画に反映する。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) センター、委員会等の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

① 評価に関する委員会等の設置（名称、メンバー、年間開催回数）

図書館副館長を委員長とし、図書委員3名、事務管理職1名、事務職員4名からなる「図書館自己点検評価委員会」を設置し、恒常的に自己評価を行なう体制を整えている。毎年学長に提出する「教育・研究年度計画書」の内容に関する実施・実現状況の検証を行い、年度末に「自己点検・評価報告書」を作成している。また毎年「図書館年次報告書」を編集・刊行し、前年度の諸活動を総括するとともに、図書館活動の自己点検・評価、企画立案のためにこれを活用している。2010年度は会議の開催は行わなかったが、メールにより実施した。

② 評価報告書等の作成、公表

・2009年度明治大学自己点検・評価報告書に公開

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

特に、業務委託に関わる法令遵守および個人情報の保護に注意を注いでいる。業務委託に関しては、偽装請負等の問題が生じないように、大学顧問弁護士に契約内容、業務委託内容等の確認を行っている。

また、個人情報の保護については、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」に基づき、図書委員1名を監査人に任命し、図書館の当該事項を1年に1度監査する制度を設けている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

図書館副館長を委員長とし、図書委員3名、事務管理職1名、事務職員4名からなる「図書館自己点検・評価委員会」を設置し、恒常的に自己評価を行なう体制を整えている。毎年学長に提出する「教育・研究年度計画書」の内容に関する実施・実現状況の検証を行い、翌年度に「自己点検・評価報告書」を作成している。また毎年「図書館年次報告書」を編集・刊行し、前年度の諸活動を総括するとともに、図書館活動の自己点検・評価、企画立案のためにこれを活用している。

③学外者の意見の反映

「紀要」や「年次報告書」等刊行物を学外諸機関に配布している。これらを通して図書館の活動を公開することにより、活動成果を発信している。これに対する反響は図書館活動を推進する一つの原動力となっている。

④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応

図書館独自で解決、対応可能な事項については、館長、図書館事務長の下に直ちに改善策を

検討する。また、問題の内容によっては学長、理事会の決済を求め改善する。図書館運営に関わる重要事項については図書委員会に諮問し、審議結果に基づき改善を図る。さらに、問題点を洗い出し、本学の長期・中期計画及び単年度計画の事項として取り上げ、対応・改善方策の方向性を明確化し、長期に亘り、継続して改善にあたる。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 「図書館自己点・検評価委員会」は、図書館の運営に携わっている教員、事務職員により委員が構成されているため、それぞれの立場からの全般的な評価が可能である。
- ・ 個人情報の保護について、図書館として独自の要綱を設け、定期的に監査を行うことで、個人情報保護に関する法令遵守の徹底が可能になっている。
- ・ 各種図書館編集刊行物や講演会を通じて、図書館の特色ある諸活動とその成果を社会に向けて発信することができ、またその反響がさらに図書館活動を推進する一つの原動力となっている。
- ・ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応については、指摘された課題に対する組織的かつ迅速な対応が可能になっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 図書館として、学外者による検証を受ける仕組みは整備されていない。現在の「図書館自己点検・評価委員会」のような組織内部構成員による評価では、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保することができない。⇒学外者による検証体制を導入することは図書館単独では困難であるため、まず、図書館の運営に直接関わらない学内の第三者による検証の仕組みを検討する。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

図書館業務、サービスを組織的、恒常的に改善する機能としての図書館自己点検・評価委員会と、『図書館年次報告書』の刊行を維持する。第三者評価の導入も検討する。図書館は貸出し情報など、たくさんの個人情報を保有しているが、「図書館における個人情報保護に関する要綱」など、規程を遵守し、個人情報の保護に努める。図書委員会議事録、利用規程、収書方針・選書方針、特別資料費による選定結果や新規購入雑誌、投書など、必要な情報は積極的に公開していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

教員及び学外の等による委員会等を組織し、学外者の専門的知見を評価に生かす対背一を検討する。

5 根拠資料

資料1 図書館年次報告書